

大阪府規則第二百十号

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年大阪府条例第二百二十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途)

第三条 条例第十条第二項の人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定めるものは、次に掲げる用途とする。

一 次に掲げる者における学術研究又は試験検査

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「法」という。）第六十九条第四項及び第六項に規定する試験

三 法第七十六条の六第一項に規定する検査

四 犯罪鑑識

五 前各号に掲げるもののほか、知事が公示して定める物にあつては、次に掲げる用途

イ 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

ロ 学術研究又は試験検査の用途（人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める用途

(立入調査を行う者)

第四条 条例第十一条第一項の規則で定める職員は、知事の事務部局において薬事関係事務を担当する職員のうちから知事が指定する者とする。

(身分証明書)

第五条 条例第十一条第三項の規則で定めるその身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

2 知事が必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携

帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第七十五号）別記様式の例によることができる。

（公表）

第六条 条例第二十条第一項の規定による公表は、勧告に従わない者の氏名及び住所（法人にあつては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成二十四年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年規則第十四号）

この規則は、平成二十五年三月八日から施行する。

附 則（平成二十五年規則第百十号）

この規則は、平成二十五年六月五日から施行する。

附 則（平成二十五年規則第百十六号）

この規則は、平成二十五年七月二十八日から施行する。

附 則（平成二十五年規則第百二十六号）

この規則は、平成二十五年十月四日から施行する。

附 則（平成二十五年規則第百三十九号）

この規則は、平成二十五年十一月二十日から施行する。

附 則（平成二十六年規則第百一号）

この規則は、平成二十六年四月四日から施行する。

この規則は、平成二十六年四月五日から施行する。

附 則（平成二十六年規則第百二十一号）

この規則は、平成二十六年七月十一日から施行する。

附 則（平成二十六年規則第百二十二号）

この規則は、平成二十六年七月十九日から施行する。

附 則（平成二十六年規則第百二十四号）

この規則は、平成二十六年八月二十九日から施行する。

附 則（平成二十六年規則第百二十六号）

この規則は、平成二十六年九月十二日から施行する。

附 則（平成二十六年規則第百二十七号）

この規則は、平成二十六年九月二十九日から施行する。

附 則（平成二十六年規則第百四十三号）

この規則は、平成二十六年十一月五日から施行する。

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二十六年規則第百五十三号）

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十六年規則第百五十五号）

この規則は、平成二十六年十二月十七日から施行する。

附 則（平成二十六年規則第百六十八号）

この規則は、平成二十六年十二月二十七日から施行する。

附 則（平成二十七年規則第一号）

この規則は、平成二十七年一月九日から施行する。

附 則（平成二十七年規則第四号）

この規則は、平成二十七年二月九日から施行する。

附 則（平成二十七年規則第六号）

この規則は、平成二十七年二月十九日から施行する。

附 則（平成二十七年規則第九号）

この規則は、平成二十七年二月二十八日から施行する

附 則（平成二十七年規則第十八号）

この規則は、平成二十七年三月二十三日から施行する。

附 則（平成二十七年規則第三十三号）

この規則は、平成二十七年三月二十六日から施行する。

附 則（平成二十八年規則第十一号）

この規則は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第九十六号）

この規則は、令和二年九月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第八十五号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

附 則（令和四年規則第三十四号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式（第5条関係）

（表）

	第 号
写 真	身分証明書
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日
	年 月 日
上記の者は、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第11条第1項の規定による調査のための立入りをを行う職員であることを証明する。	
	発行年月日
	年 月 日
	大阪府知事
	印

8.5 センチメートル

5.3 センチメートル

（裏）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第11条 知事は、この条例（第15条から第20条までの規定を除く。次項において同じ。）の施行に必要な限度において、規則で定める職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いがある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 （略）

3 前2項の規定により立入調査を行う者は、第1項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 （略）